志摩市空き家バンク家財等処分支援事業　補助金交付までの流れ

※補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。　令和8年度

家財等処分

① 空き家バンク家財等処分支援事業補助金交付申請書を提出

申請者が提出

先着順ですので、募集件数を超える場合は補助金を受けられない場合があります。
【添付書類】
①対象経費の見積書の写し
②家財等処分箇所の分かる図面（平面図等に処分箇所を図示したもの）
③家財等処分箇所の写真（家財等処分実施前）
④廃棄物処理業許可証の写し

② 内容審査後、交付決定通知書の送付

市から通知

③ 家財等処分の実施

■補助金の額に変更が生じる場合は、変更手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。ただし、増額の場合、予算の都合により対応できない場合がありますので予めご了承ください。

④ 処分終了後、完了実績報告書の提出（1月末日まで）

申請者が提出

【添付書類】
①対象経費の領収書の写し
②家財等処分箇所の写真（家財等処分実施後）
③産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物を処分した場合のみ）
④特定家庭用機器廃棄物管理票の写し（特定家庭用機器を処分した場合のみ）

⑤ 内容審査後、交付確定通知書の送付

市から通知

⑥ 完了検査の実施

職員が現地へ伺いますので、その際はご協力をお願いします。

⑦ 補助金支払請求書の提出

申請者が提出

※補助金は、処分費用の2分の1と10万円を比較して、いずれか少ない額

⑧ 補助金の振込